

平和学習青少年派遣事業業務委託仕様書

この仕様書は、市川市（以下「委託者」という。）が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1 件名 平和学習青少年派遣事業業務委託

2 業務目的

広島市で開催される平和記念式典及び全国平和学習の集いに、市内市立中学校生徒及び同教員並びに市職員から編成される「市川市平和学習派遣団」（以下「派遣団」という。）を参加させるにあたり、現地での学習等を円滑に遂行することを目的とする。

3 委託場所 市川市八幡1丁目1番1号 市川市総務部総務課

4 委託期間 令和 年 月 日 から 令和8年8月31日まで

5 業務内容と実施方法

受託者が実施する業務の対象及び業務内容は次のとおりとする。

(1) 派遣団の人数と編成及び派遣先等

- ① 派遣団：市内中学校生徒16名、中学校教員2名
- ② 派遣先：広島市
- ③ 実施日：令和8年8月5日から令和8年8月7日まで（別紙1参照）

(2) 業務内容及び実施方法

- ① 宿泊施設（2泊4食）の手配
 - ・宿泊施設の所在地は、広島平和記念資料館まで徒歩で15分以内とする。
 - ・中学生16名用の宿泊施設の部屋は、シングル若しくはツイン又はトリプルとする。ただし、部屋数は、男女の割合によって変動するものとする。
 - ・教員用にシングル2室を確保する。
 - ・宿泊は朝食付きとし、下記（食事の内訳）に従い、夕食についても宿泊施設又は宿泊施設周辺にて確保するものとする。
 - ・8月6日の朝食については、平和記念式典入場時、手荷物検査に長時間を要することが想定されるため、午前6時30分に宿泊施設を出発できるよう、朝食の開始時刻を調整するものとする。
 - ・夕食料金は、1人1回あたり3,000円程度とする。なお、アルコール類の提供を前提としない内容及び価格設定とし、飲料はノンアルコール飲料のみ可とする。

(食事の内訳)

	8月5日	8月6日	8月7日
朝食	×	○	○
夕食	○	○	×

- ② 昼食会場及び昼食の予約
- ・3回(8月5日～7日)分の昼食会場及び昼食の手配。
 - ・昼食は1回につき、1,650円程度とする。
 - ・昼食会場は、午後からの行程(行事)に近い場所を予約する。なお、新幹線車内での食事となる場合には、飲料を付すものとする。
- ③ 乗車券の手配
- 【往路】8月5日 本八幡駅 → 東京駅 → 広島駅
12:00から15:00までに広島駅に到着する便
- 【復路】8月7日 広島駅 → 東京駅 → 本八幡駅
13:30から15:00までに広島駅を出発する便
- ・新幹線の座席は指定席とし、可能な限り派遣団がまとまって着席できるよう手配すること。
- ④ 現地交通機関の1日乗車券の手配
- ・派遣団の団員の1日乗車券を3日分手配し、添乗員が当日各人に手渡すものとする。
- ⑤ 会議室の確保
- ・派遣団が一同でミーティングを実施できる会議室等を2日間手配する。
 - ・会議室の所在地は、宿泊施設内又は宿泊施設周辺とする。
- ⑥ 施設入館等の手配及び支払
- ・派遣行程に基づき、見学施設等への入館手配を行い、入館料が発生する場合には、その支払いを行う。
 - ・とうろう流し見学に際して使用するとうろうの色紙を4基分手配するものとする。なお、購入方法については、必要額を支給のうえ引率職員が購入する方法によることも可とする。
- ⑦ 国内旅行総合保険(団体扱い)の手配
- ・派遣団の団員18名分の派遣期間中(2泊3日)、次の契約要件の保険を手配する。保険料は1人1,000円程度とする。
- (ア) 障害(基本): 死亡・後遺障害、入院保険金、手術保険金、通院保険金
- (イ) 特約: 賠償責任、携行品損害(自己負担額なし)、救護者費用、臨時費用、新幹線運休・旅行変更費用
- ⑧ 添乗員が1人随行して、以下の業務を行うものとする。

- ・派遣行程に基づき、移動時の誘導及び行き先各所への道案内を行う。
- ・添乗員は、派遣中に突発的な事態が発生したときの適時対応と処理を行う。
- ・派遣行程の同行及び見学する各施設の観覧・拝観料、使用料等の現地滞在費等の支払を行う。
- ・派遣中の派遣団の食事の手配と現地での精算が必要なときは、これを行うこと。
- ・現地交通機関の1日乗車券を手配し、団員への引き渡しを行う。
- ・その他の交通手段の手配、料金の支払いを行う。
- ・派遣中は委託者の職員と行程の確認、連絡調整を行う。

(3) 業務遂行上の留意点

委託業務の変更、参加人員の変動及び派遣の中止

- ・受託者は、気象状況等により派遣に変更が生じた場合、速やかに委託者の要請に従うものとする。
- ・委託者は、気象状況等により派遣に変更が生じた場合、又は参加者の団員に変動が生じた場合及び派遣が中止となった場合は、交通費、宿泊費等のうち、払い戻しはそれぞれ業務委託契約約款第20条第2項にしたがって減額契約の手続き等を行う。

(参考) 業務委託契約約款第20条第2項

前項の解除理由が専ら委託者の都合による場合（第18条第1項各号に該当する場合を除く）、受託者は、下記に定めるとおり委託料の一部を委託者に請求することができる。

旅行契約解除の時期		企画料金・取消料
旅行開始日の前日から 起算してさかのぼって	20日目にあたる日より前	企画料金に相当する金額
	20日目にあたる日（日帰り旅行にあっては 10日目にあたる日）から8日目にあたる日	旅行代金の20%
	7日目にあたる日から2日目にあたる日	旅行代金の30%
旅行開始日の前日		旅行代金の40%
旅行出発日の当日まで		旅行代金の50%
無連絡不参加及び旅行開始後の解除		旅行代金の100%

6 添付資料

- 別紙1「行程表（案）」
- 別紙2「完了届」
- 別紙3「特記事項」

7 提出書類及び報告書

(1) 業務開始前

受託者は、業務開始に先立ち、契約後10日以内に以下を提出するものとする。

① 着手届

② 業務実施計画書

・業務実施計画書には次の内容を記載することとする。業務実施体制、業務責任者氏名・経歴、業務従事者名簿、連絡体制表、その他

・業務責任者は、同種のツアーアテンド業務に複数従事した経験を有することとする。

(2) 行程表の作成

受託者は、別紙1の原案に基づいて委託者と協議のうえ、行程表を6月30日までに作成し、委託者に提出するものとする。

(3) 業務完了時

受託者は、当該業務委託が完了した後、速やかに以下の報告書等を提出し、委託者の確認を受けるものとする。

① 完了届（別紙2）

② 業務報告書

・業務報告書には、業務内容、実施状況、業務内容または行程等に変更が生じた場合における変更内容、その他必要な事項を記載するものとする。

8 その他

(1) 委託者は、受託者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。

(2) 受託者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに委託者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。

(3) 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼした場合は、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。

(4) 受託者は、業務の履行による個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(5) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。

(6) 業務の履行にあたっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。

(7) 本仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項への対応については、委託者と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。

行程表（案）

第1日目 8月5日（水）

8：40	集合
8：50	本八幡駅出発
9：30	東京駅着
10：00	東京駅発（車内にて昼食）
14：00	広島駅着
14：30	宿泊施設に荷物を預ける
15：30	原爆ドーム 見学
16：30	平和記念資料館 見学
19：30	夕食
20：30	ミーティング

（泊）

第2日目 8月6日（木）

6：30	宿泊施設出発
7：20	平和記念式典 開場到着
8：00	平和記念式典 参列
9：00	閉会
10：00	本川小学校平和資料館 見学
11：30	袋町小学校平和資料館 見学
13：00	昼食
14：30	平和公園見学
16：00	ミーティング（とうろうメッセージ記入）
17：30	流灯式、セレモニー 見学
19：00	夕食
20：00	とうろう流し 見学

（泊）

第3日目 8月7日(金)

8:00 宿泊施設出発
9:00 全国平和学習の集い 参加
12:15 終了
13:00 広島駅着
13:30 広島駅発(車内にて昼食)
17:30 東京駅着
18:00 本八幡駅着
解散

完了届

令和 年 月 日

市 川 市 長

住 所
商号又は名称

氏 名 印

下記のとおり業務が完了したので、届出をします。

1. 業務名 _____

2. 施行場所 _____

3. 契約年月日 令和 年 月 日

4. 請負代金額 _____ 円

5. 委託期間 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

6. 完了年月日 令和 年 月 日

特記事項

派遣団に同行する職員3人分について

宿泊施設（シングル3室）、食事、交通手段、保険の手配等を3人分、派遣団と同じ条件で同時に依頼するものとし、支払については、以下のとおりとする。

- （1） 交通費、宿泊費、夕食代については、派遣団分と区分し別途請求するものとする。
- （2） 昼食代については、派遣団分及び（1）と区分し別途請求するものとする。
- （3） （1）及び（2）以外の観覧・拝観料、使用料、保険料、企画料金（取扱料金）等の諸経費は、派遣団分と合算して請求するものとする。